

多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業（旅行商品造成支援）交付要綱

（趣旨）

第1条 バス利用の需要喚起のため、県内を巡るバスツアーを造成した県内旅行事業者に対し支援を行う。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 コロナ禍により観光バスの稼働率が低迷する中、県内旅行事業者の旅行商品造成に対する支援を実施し、バス利用の需要喚起を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業の登録を受けている旅行事業者で、下記第4条の支援要件を全て満たす旅行を取り扱う埼玉県内に本社または支店のあるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 国や地方公共団体その他の公的機関からの同種の支援を受けている者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- (8) 旅行業法に違反し、業務改善命令、業務停止又は登録の取消しの処分を受けるなど、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして知事が認める者。

（支援要件）

第4条 前条の補助対象者が行う次の要件を満たしたツアーを対象とする。

- (1) 令和4年7月8日以降に新たに造成され、令和4年8月1日から令和5年2月18日までに実施するツアーであること。
- (2) 県内に本社または支店を有する貸切バス事業者のバスを利用した募集型企画旅行または受注型企画旅行であること。（教育旅行は除く）
- (3) 県内観光施設（観光、飲食、体験）を2か所以上行程に取り入れた企画内容であること。
- (4) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業界ガイドラインに則した企画内容であること。

（補助額）

第5条 この補助金の補助額は下記のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 日帰りツアーの造成 5万円
- (2) 県内宿泊ツアーの造成 10万円
- (3) 県外宿泊ツアーの造成 5万円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を令和4年7月25日から令和4年12月28日までに提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業補助金（旅行商品造成支援）交付申請書（様式第1-1号）のとおりとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 第2項の補助金交付申請書には、規則第4条第2項第5号の規定による知事が定める事項に係る書類を次のとおり添付するものとし提出部数は1部とする。
 - (1) 誓約書（様式第1-2号）
 - (2) 宿泊予定証明（様式第1-3号）（宿泊を伴う場合）

- (3) 行程表
- (4) 貸切バス運送引受書の写し
- (5) 募集開始日（又は予定日）が分かる資料（募集型企画旅行）、契約書又はそれに準ずる書類の写し（受注型企画旅行）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。

- 2 規則第7条の規定に基づき、補助金を交付するときは、様式第2号により、補助金を交付しないことを決定したときは、様式第3号により通知する。

（計画の変更・中止）

第8条 補助事業者は、補助事業について変更又は中止しようとするときは、様式第4号の補助金変更・中止申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第5号の補助金変更承認書又は様式第6号の補助金中止承認書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了した日から14日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までとする。

- 3 第1項の実績報告書には、知事が定める事項に係る書類を次のとおり添付するものとし提出部数は1部とする。

- (1) 最終行程表（県内観光施設を2か所以上行程に取り入れていること）
- (2) 貸切バス運送引受書写し（申請時に未手配だった場合）
- (3) 募集開始日が分かる資料（募集型企画旅行で申請時に募集開始予定日の資料を提出していた場合）
- (4) 貸切バス運行指示書または運行日報写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付方法）

第10条 補助金の交付方法は、精算払とする。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、第9条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査により、交付すべき額を確定し、様式第8号の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(支払)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第13条 知事は、補助金の交付に関して必要な場合、申請者若しくは補助金の交付決定を受けた者に対して、施設等の検査又は事業活動についての報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部の取り消し及び返還を求めるものとする。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 本事業に関して県の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付確定後においても適用があるものとする。

(補助事業の経理等)

第15条 支援事業者においては、支援金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を本事業の補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第16条 支援金を受ける権利は譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。